

(議事録)

土屋部会長 皆さん、おはようございます。これから第6回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金指導官 本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上がご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告いたします。

土屋部会長 埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。

現在傍聴の方は何名ですか。

賃金指導官 傍聴者は3名です。

土屋部会長 3名ですか。承知しました。

本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員に、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

まず、配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

賃金室長 本日の資料は、「埼玉県最低賃金と生活保護との比較について」です。生活保護に関しては、令和4年度のデータと比較いたしますので、これに対応するものとして埼玉県最低賃金、令和4年10月1日発効のものとの比較でございます。

生活保護水準は、18歳から19歳、単身世帯の生活扶助費との比較です。令和4年度の埼玉県内の生活扶助基準は、加重平均で月額11万1,507円でした。

対して埼玉県最低賃金、令和4年10月1日発効のものは時間額987円でしたので、これに1か月平均の法定労働時間数173.8時間を掛け合わせまして、可処分所得、いわゆる手取り額に相当するものを出すために、0.807を掛けております。これで計算しますと、月額13万8,433円ということで、生活扶助よりも最低賃金のほうが上回っているという結果でした。

資料は以上です。

土屋部会長 ありがとうございました。

今の御説明につきまして、何か御質問等ありましたら、お願いしま

す。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1は、埼玉県最低賃金の改正についてです。本日、結審を予定しておりますので、御協力をお願いできればと思っております。

これまでのところ、前回までの審議において、労働者側は目安プラスアルファということで、特に東京との格差の縮小を追求したいということでした。

使用者側は、専門部会報告書に使用者側意見を付すという条件の下で、目安金額どおりで賛成するというお話でありました。

また、公益委員から前回、金額でいうと、目安金額50円の引上げが適切ではないかということで、それぞれ公益委員と公益のオブザーバーから見解をお話しいただいたところであります。

前回、こういった状況を受けて、労側として、金額面で公益と使用者側の見解と合わない部分もありますが、また御検討いただくということになっていたかと思えます。検討いただいた結果を今お話しくさいますか。お願いします。

迫委員

皆さん、改めまして、おはようございます。労働者側からの、これまでの議論内容を含めまして、最終的な金額提示と見解を示して、お答えしたいと思います。

まず、労働者側として、金額審議の冒頭に、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準として算出している連合リビングウェイジの埼玉版、1,140円まで引上げを目指しております。

そのような中、2023年春闘では大きな賃金引上げも実現されたことを受け、有期、短時間、契約等労働者の賃上げ率である5.74%を、現在の最低賃金1,028円に適用した59円を主張しました。

その後の審議においては、本年度の中央最低賃金審議会にて示された生計費を遵守するとして、昨年からの消費者物価指数が高い水準に推移していること。さらに、生活必需品を含む頻繁に購入する支出項目に関わる消費者物価指数が5.4%であることを考慮し、その上で賃金支払い能力も踏まえた上で総合的に勘案した結果である5%の引上げが適当であるといった考えを重視してきました。

現在の埼玉の地賃に5%を適用すると目安額を超えることとなりますが、そちらについては継続して主張させていただいている特に東京都の格差を意識したものです。格差是正については、人材流出の観点、埼玉県の経済の健全な発展に向けても必要であるとの考えは変わっておりません。

しかしながら、頻繁に購入する品目を含み、中分類における、さいたま市の消費者物価指数においては、事務局の御協力により、さいた

ま市版のデータを作成していただきました。参考値ではありますが、全国5%に対して、さいたま市が4.6%であったことが示され、それを踏まえた、その後の議論、公益見解においては、格差是正の必要については、一定程度の理解を得たと受け止めております。

過去最大となる50円という目安が示される中、格差是正のために上乗せができる環境ではないという意見、また、中小零細企業へ与える影響等に関する意見などが出されたと理解しております。

これらを勘案し、これまでの労使協調での審議を続けてきたことを踏まえ、目安同額となる50円の引上げということに対して、労働者側としては、若干の不満はあるものの、理解していきたいと思っております。

以上になります。

土屋部会長

ありがとうございました。

ほかに労側の委員の皆さんから補足的におっしゃられることは、よろしいですか。

今の労側の御意見について、何か使用者側あるいは公益委員からありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。今の話では、不満は残るけれども、50円で採決ということになったら賛成する用意はあるということですか。

迫委員

はい。

土屋部会長

それでは、金額については、労使とも、目安金額どおり50円の引上げということでよろしいですね。

あと、使用者側ですが、50円の引上げに際して、専門部会報告書に使用者側意見書を付したいということで御要望がありましたが、意見書の準備はできていますでしょうか。

賃金室長

事務局でお預かりしていますので、皆様に今からお配りいたします。

土屋部会長

お願いします。

(事務局より各委員に意見書(写)配付)

土屋部会長

資料よろしいでしょうか。

それでは、使用者側から説明をお願いできますでしょうか。

廣澤委員

では、「賃金引上げに関する各種支援等に関する国への要望」として、「埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確

実にかつ速やかに実施することを国に対し要望する。」。

これまでは「確実に」だけだったのですが、今回は「速やかに」という文言も加えさせていただきました。

1、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、最低賃金引上げの影響を強く受け入れる中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、申請状況の実態把握による事業効果の検証と、検証から得られた内容の充実を図ること。

この部分は事務局から先般提出いただいた令和5年度の業務改善助成金のデータを踏まえた、要望としています。

続いて、また、埼玉労働局における令和5年度業務改善助成金を活用した事業場へのアンケート結果「申請を検討する以前から業務助成金の制度があることを56%の事業所が知らなかった」という結果を踏まえ、更に幅広い業種で利用がなされるよう周知等の徹底を要望する。

この部分は、アンケート結果を踏まえた要望となっています。

2、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、最終消費者の理解を得るための方策も含めた効果的な価格転嫁対策を徹底するとともに、金利の上昇局面における事業環境の変化や国民生活への影響を注視し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

この部分は、価格転嫁は、最終消費者に受け入れられなければ、その実現が難しいという現実を踏まえて要望しています。また、先般の日銀の金利引上げを踏まえ、これまでとは金利の状況が変わってきているので、その影響を加味した、賃上げ原資の確保につながる取組を要望しています。

3番、いわゆる「年収の壁」による就業調整は、労働者自身の収入が増加しないだけでなく、企業の人手不足にもつながるものである。

そのような中、非正規労働者が多い一部の業種において、社会保険料を自費で負担する者としめない者との間に不公平が生じるとの理由で「年収の壁・支援強化パッケージ」を活用しないケースがあり、就業調整が一向に改善しない状況が生じている。故に、「年収の壁・支援強化パッケージ」については速やかな仕組みの見直しが必要である。また、今後の最低賃金引上げの審議に際しては、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことのできる制度への根本的な見直しが必要不可欠であり、厚労省のみならず、政府を挙げて取り組むことを求める。

この部分はヤオコー、もしくはコープの方から伺った事実を踏まえ、「年収の壁・支援強化パッケージ」の仕組みの見直しを要望しています。

さらに、今後の審議に当たっては、最賃引上げによる「年収の壁」

を意識せざるを得ない状況が高まるので、審議の前提として、根本的な見直しが必要であると要望しています。

以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。

使側のほかの委員から補足的に御説明されることはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今の使用者側の意見書について、労働側から何か御意見等ありましたら。内容について、御意見特にないですか。

迫委員

はい。

土屋部会長

では、この意見書を部会報告に添付することについては、労働側としては、了承されますか。

迫委員

はい。

土屋部会長

それでは、使用者側委員の意見書を部会報告書に添付した上で、引上げ額50円ということで、公労使三者賛成するという事になったという、そういう認識でよろしいですね。

あともう一つ、金額に加えて発効日をどうするかということがありまして、それを決めておく必要があるのですが、発効日については、労働側の委員の皆さんから何か御意見がありますでしょうか。

迫委員

例年どおり、10月1日発効で。

土屋部会長

使側もそれでよろしいですか。

廣澤委員

はい。

土屋部会長

では、発効日については、10月1日ということで、そのようにしたいと思います。

これまでの労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力いただいたことに感謝申し上げます。

それでは、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

令和6年度の埼玉県最低賃金は、時間額1,078円、引上げ額50円、引上げ率4.86%、発効日は令和6年10月1日とするということについて、賛成する部会の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋部会長

ありがとうございました。全会一致で議決したものと認めます。  
それでは、意見書を添付した部会報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

土屋部会長

それでは、事務局のほうで、部会長報告書(案)を読み上げてください。

賃金指導官

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月1日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和4年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金(時間額987円)は、令和4年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていないなかったことを申し添える。

今回の報告については、別紙3のとおり、賃金引上げに対する各種支援等に関する使用者代表委員としての要望を含めた上で、最終的に公労使の全会一致で合意に至ったものである。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

委員の氏名は割愛させていただきます。

別紙1、埼玉県最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、第2号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,078円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発効の日、令和6年10月1日。

別紙2に移ります。埼玉県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金、(1)件名、埼玉県最低賃金、(2)最低賃金額、時間額987円、(3)発効日、令和4年10月1日。

2、生活保護水準、(1)比較対象者、18歳～19歳・単身世帯者、(2)対象年度、令和4年度、(3)生活保護水準(令和4年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(111,507円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註)としまして、1箇月換算額、時間額987円(埼玉県最低賃

金) × 173.8 (1箇月平均法定労働時間数) × 0.807 (可処分所得の総所得に対する比率) = 138,433円です。

別紙3、賃金引上げに関する各種支援等に関する国への要望。

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実にかつ速やかに実施することを国に対し要望する。

1、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、申請状況の実態把握による事業効果の検証と、検証から得られた内容の充実を図ること。また、埼玉労働局における令和5年度業務改善助成金を活用した事業場へのアンケート結果「申請を検討する以前から業務助成金の制度があることを56%の事業所が知らなかった」を踏まえ、更に幅広い業種で利用がなされるよう周知等の徹底を要望する。

2、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、最終消費者の理解を得るための方策も含めた効果的な価格転嫁対策を徹底するとともに、金利の上昇局面における事業環境の変化や国民生活への影響を注視し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

3、いわゆる「年収の壁」による就業調整は、労働者自身の収入が増加しないだけでなく、企業の人手不足にもつながるものである。

そのような中、非正規労働者が多い一部の業種において、社会保険料を自費で負担する者とならない者との間に不公平が生じるとの理由で「年収の壁・支援強化パッケージ」を活用しないケースがあり、就業調整が一向に改善しない状況が生じている。故に、「年収の壁・支援強化パッケージ」については速やかな仕組み見直しが必要である。また、今後の最低賃金引上げの審議に際しては、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができる制度への根本的な見直しが必要不可欠であり、厚生労働省のみならず、政府を挙げて取り組むことを求める。以上、部会報告書(案)です。

土屋部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から部会長報告書(案)を読み上げていただきましたが、この原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

オブザーバー安藤

オブザーバーとして、恐縮ですがよろしいですか。

言葉を整理というか、別紙3のタイトルが「賃金引上げに対する各種支援等に関する国への要望」のほうが、よろしいのではないかと思います。

といいますのは、この本文の報告書のかがみのほうが、本文の3段

落目のところが「別紙3のとおり、賃金引上げに対する各種支援等に関する使用者代表委員」となっているので、文言を整理する意味でいくと、別紙3のタイトルを「賃金引上げに対する」、「関する」ではなくて「対する」がよろしいかと思います。

以上でございます。

土屋部会長            そうですね。

廣澤委員             そうですね。

土屋部会長            では、このところは「対する」ということで、「関」を「対」に修正いただければと思います。

賃金室長             別紙3のタイトルを「賃金引上げに対する」。

土屋部会長            はい。

賃金室長             はい、分かりました。

土屋部会長            ほかに御意見等ありましたら。  
それでは、今の点、1点ですが、文言を修正するという事で部会長報告書が承認されたということでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

土屋部会長            それでは、(案)を消していただき、修正したものを本審議会に提出することといたします。

議題1は以上でよろしいですか。

それでは、議題2に移りたいと思いますが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

事務局からは何かありますでしょうか。

賃金室長             特にございません。

土屋部会長            分かりました。それでは、議題2もこれで終了ということで、以上をもちまして、今年度の埼玉県最低賃金専門部会を閉会といたします。

— 了 —